

## 会津若松市建設現場等における遠隔臨場に関する試行要領

(令和6年7月9日決裁)

### (趣旨)

第1条 この要領は、建設業の働き方改革の促進及びより適正かつ円滑な工事の施工を図るため、会津若松市が発注する工事の施工に当たり、市監督員が行う現地での確認を必要とする作業への遠隔臨場の試行に関し、必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 遠隔臨場 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）によって取得した映像及び音声を活用し、遠隔地から Web 会議システム等を介して段階確認、材料確認及び立会を行うことをいう。
- (2) 段階確認 設計図書に示された施工段階において、監督員が臨場等により出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。
- (3) 材料確認 設計図書において確認又は試験を受けることとしている工事材料について監督員が臨場等により品質等を確認することをいう。
- (4) 立会 契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

### (試行対象工事)

第3条 遠隔臨場を試行する工事は、会津若松市が発注する土木工事であって、原則として次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 業務の効率化その他取組の効果が認められる工事
  - (2) 監督員が勤務する市庁舎等から現場まで概ね5キロメートル以上の距離がある工事
- 2 遠隔臨場を試行する工事については、工事毎の入札公告において特記仕様書に対象工事である旨を明示するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、受注者は、発注者が特記仕様書に対象工事と記載した以外の工事について、遠隔臨場の試行を希望する場合は、施工計画書提出前に発注者に協議することができる。
- 4 発注者は、受注者から前項の規定による協議があった場合は、協議を行い、必要と認める場合は、遠隔臨場の試行対象とすることができる。
- 5 受注者は、機器の調達や通信環境の確保が困難等の理由により、試行の継続が適当でない状況となった場合は、工事打合せ簿を提出し、発注者と協議のうえ、試行を実施しないことができる。

### (適用の範囲)

第4条 この要領は、前条の規定により試行対象とした工事の施工に当たり、所定の性能を有する遠隔臨場の機器を用いて、共通仕様書（土木工事編）〔福島県土木部〕に定める段階確認、材料確認及び立会を実施する場合に適用する。

### (実施方法)

第5条 受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、施工計画書及び添付資料に次の事項を記載し、監督員等の確認を受けなければならない。

- 1) 適用種別（「段階確認」、「材料確認」と「立会」項目を記載）
  - 2) 使用機器と仕様（使用する動画撮影用のカメラと Web 会議システム等を記載）
  - 3) 段階確認等の実施（「段階確認」、「材料確認」と「立会」の実施方法を記載）
- 2 受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、必要な準備をしなければならない。
- 3 受注者は、設計図書に従って監督員等の立会が必要な場合は、あらかじめ確認・立会依頼書を所定の様式により監督員等に提出しなければならない。
- 4 受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」や「使用材料」等の必要な情報について適宜黒板等を用いて表示し、必要な情報を冒頭で読み上げるなど、監督員等による実施項目の確認を得なければならない。また、終了時には、確認箇所の内容を読み上げるなど、監督員等による実施結果の確認を得なければならない。
- 5 受注者は、遠隔臨場の映像と音声を配信するのみであり、原則として記録と保存を行う必要はないものとする。ただし、必要がある場合は、発注者は、記録及び保存を受注者に求めることができるものとし、記録及び保存が必要な項目を特記仕様書に記載するものとする。

（留意事項）

第6条 遠隔臨場の試行にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明すること。
- (2) 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は意識が対象物に集中し、足元への注意が薄れたり、カメラの保持、操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全対策に留意すること。
- (3) 受注者は、作業員のプライバシーを侵害する音声が配信される場合があるため、十分留意すること。
- (4) 受注者は、施工現場外ができる限り映り込まないように留意すること。
- (5) 受注者は、公的ではない建物の内部や人物が意図せず映り込んでしまった場合は、記録映像から人物等を特定できないよう必要な措置を行うこと。
- (6) 電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うこと。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督員等は机上確認することも可能とする。なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。
- (7) 受注者は、故意に不良箇所を撮影しない等の行為は行わないこと。

（監督の実施項目）

第7条 監督員等による監督の実施項目は、この要領の別表第1から別表第3までの実施項目及び特記仕様書に記載された確認事項によるものとする。

（使用機器の準備等）

第8条 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受

注者が準備、運用するものとする。

(効果の検証)

第9条 受注者及び監督員は、遠隔臨場試行の効果の検証及び課題の抽出等について、アンケート調査等による依頼があった場合は協力を努めるものとする。

(積算方法等)

第10条 遠隔臨場試行に係る費用については、土木工事の場合、技術管理費に積上げし、「諸経費全般対象外（#0040 1,1,5）」で計上するものとする。

- 2 受注者が手配する機器及び当該機器に係る積算については、次の各号のいずれかによるものとする。なお、使用する機器については、工事着手前に受発注者間で協議を行うものとする。
  - (1) 機器をリースする場合については、リースに要する賃料を計上する。
  - (2) 機器を購入する場合については、当該機器の購入費に機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じて得た額を計上する。
  - (3) 受注者が所持する機器を使用する場合については、前号を準用する。
- 3 従来の立会・確認に要する費用は、共通仮設費として率計上されているため、遠隔臨場にあたっては、従来の費用から追加で必要となる費用について計上するものとする。なお、費用の計上は、受注者から見積りを徴取し対応するものとする。
- 4 受注者は、工事着手前に必要な費用の見積りを発注者へ提出しなければならない。
- 5 必要な機器類等の選定は、受注者が契約後に行うことから、当初設計においては費用の算出ができないため、当初設計においては計上せずに設計変更時に対応するものとする。
- 6 費用算出にあたっては、実施に必要な最低限の費用を計上するものとする。

(工事成績評定)

第11条 この要領を適用した遠隔臨場を試行し、建設現場の生産性向上等に効果が認められた場合は、工事成績評定の第1評定者「5. 創意工夫 I. 創意工夫」の「■施工管理関係（その他）」の項目で1点を加点する。

(特記仕様書の表示等)

第12条 遠隔臨場の試行対象とする工事に係る特記仕様書には、遠隔臨場試行工事である旨記載するとともに、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 本工事は、「建設現場等における遠隔臨場に関する試行要領」の対象工事である。
- (2) 受注者は、試行要領に定める事項について遵守しなければならない。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、遠隔臨場の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行し、同日以後に契約締結する工事について適用する。

別表1. 遠隔臨場に関する「段階確認」確認項目一覧 1/7 凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目  
△：特殊な機器等が必要になる確認項目

種別	細別	確認時期	確認項目	適応性
指定仮設工 ※1		設置完了時	使用材料	○
指定仮設工 ※1		設置完了時	高さ、深さ	○
指定仮設工 ※1		設置完了時	幅、長さ	○
掘削工 ※2		土(岩)質の変化した時	土(岩)質	△
掘削工 ※2		土(岩)質の変化した時	変化位置 ※3	○
掘削工 ※2		土(岩)質の変化した時	変化位置 ※4	△
道路土工事（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）		プルーフローリング 実施時	プルーフロー リング 実施状況	△
表層安定処理工	表層混合処理、路床安定処理	処理完了時	使用材料	○
表層安定処理工	表層混合処理、路床安定処理	処理完了時	基準高	○
表層安定処理工	表層混合処理、路床安定処理	処理完了時	幅	○
表層安定処理工	表層混合処理、路床安定処理	処理完了時	延長	○
表層安定処理工	表層混合処理、路床安定処理	処理完了時	施工厚さ	○
表層安定処理工	置換	処理完了時	使用材料	○
表層安定処理工	置換	掘削完了時	幅	○
表層安定処理工	置換	掘削完了時	延長	○
表層安定処理工	置換	掘削完了時	置換厚さ	○
表層安定処理工	サンドマット	処理完了時	使用材料	○
表層安定処理工	サンドマット	処理完了時	幅	○
表層安定処理工	サンドマット	処理完了時	延長	○
表層安定処理工	サンドマット	処理完了時	施工厚さ	○
バーチカルドレーン工	サンドドレーン、袋詰式サンドド レーン、ペーパードレーン	施工時	使用材料 (サンド)	○
バーチカルドレーン工	サンドドレーン、袋詰式サンドド レーン、ペーパードレーン	施工時	使用材料 (ペーパー)	○
バーチカルドレーン工	サンドドレーン、袋詰式サンドド レーン、ペーパードレーン	施工時	打込長さ	○
バーチカルドレーン工	サンドドレーン、袋詰式サンドド レーン、ペーパードレーン	施工完了時	施工位置	○
バーチカルドレーン工	サンドドレーン、袋詰式サンドド レーン、ペーパードレーン	施工完了時	杭径	○

- ※1：仮設道路、仮橋工、仮締切工、土留工等
- ※2：河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工
- ※3：変化位置を色の変化等により確認する場合
- ※4：変化位置を打音検査等により確認する場合

別表1. 遠隔臨場に関する「段階確認」確認項目一覧 2/7 凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目  
△：特殊な機器等が必要になる確認項目

種別	細別	確認時期	確認項目	適応性
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時	使用材料	○
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時	打込長さ	○
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工完了時	基準高	○
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工完了時	施工位置	○
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工完了時	杭径	○
固結工	粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌、セメントミルク攪拌、生石灰パイル	施工時	使用材料	○
固結工	粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌、セメントミルク攪拌、生石灰パイル	施工時	深度	○
固結工	粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌、セメントミルク攪拌、生石灰パイル	施工完了時	基準高	○
固結工	粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌、セメントミルク攪拌、生石灰パイル	施工完了時	位置・間隔	○
固結工	粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌、セメントミルク攪拌、生石灰パイル	施工完了時	杭径	○
固結工	薬液注入	施工時	使用材料	○
固結工	薬液注入	施工時	深度	○
固結工	薬液注入	施工時	注入量	○
矢板工（仮設を除く）	鋼矢板	打込時	使用材料	○
矢板工（仮設を除く）	鋼矢板	打込時	長さ	○
矢板工（仮設を除く）	鋼矢板	打込時	溶接部の適否	○
矢板工（仮設を除く）	鋼矢板	打込完了時	基準高	○
矢板工（仮設を除く）	鋼矢板	打込完了時	変位	○

別表1. 遠隔臨場に関する「段階確認」確認項目一覧 3/7 凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目  
△：特殊な機器等が必要になる確認項目

種別	細別	確認時期	確認項目	適応性
矢板工（仮設を除く）	鋼管矢板	打込時	使用材料	○
矢板工（仮設を除く）	鋼管矢板	打込時	長さ	○
矢板工（仮設を除く）	鋼管矢板	打込時	溶接部の適否	○
矢板工（仮設を除く）	鋼管矢板	打込完了時	基準高	○
矢板工（仮設を除く）	鋼管矢板	打込完了時	変位	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	打込時	使用材料	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	打込時	長さ	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	打込時	溶接部の適否	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	打込時	杭の支持力	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	打込完了時（打込杭）	基準高	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	打込完了時（打込杭）	偏心量	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	掘削完了時（中堀杭）	掘削長さ	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	掘削完了時（中堀杭）	杭の先端土質	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	施工完了時（中堀杭）	基準高	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	施工完了時（中堀杭）	偏心量	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	杭頭処理完了時	杭頭処理状況	○

別表1. 遠隔臨場に関する「段階確認」確認項目一覧 4/7

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目

△：特殊な機器等が必要になる確認項目

種別	細別	確認時期	確認項目	適応性
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、アースドリル杭、大口径杭	掘削完了時	掘削長さ	○
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、アースドリル杭、大口径杭	掘削完了時	支持地盤	△
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、アースドリル杭、大口径杭	鉄筋組立て完了時	使用材料	○
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、アースドリル杭、大口径杭	鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	○
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、アースドリル杭、大口径杭	施工完了時	基準高	○
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、アースドリル杭、大口径杭	施工完了時	偏心量	○
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、アースドリル杭、大口径杭	施工完了時	杭径	○
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、アースドリル杭、大口径杭	杭頭処理完了時	杭頭処理状況	○
深礎工		土（岩）質の変化したとき	土（岩）質	△
深礎工		土（岩）質の変化したとき	変化位置 ※1	○
深礎工		土（岩）質の変化したとき	変化位置 ※2	△
深礎工		掘削完了時	長さ	○
深礎工		掘削完了時	支持地盤	△
深礎工		鉄筋組立て完了時	使用材料	○
深礎工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	○
深礎工		施工完了時	基準高	○
深礎工		施工完了時	偏心量	○
深礎工		施工完了時	径	○
深礎工		グラウト注入時	使用材料	○
深礎工		グラウト注入時	使用量	○

※1：変化位置を色の変化等により確認する場合

※2：変化位置を打音検査等により確認する場合

別表1. 遠隔臨場に関する「段階確認」確認項目一覧 5/7 凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目  
△：特殊な機器等が必要になる確認項目

種別	細別	確認時期	確認項目	適応性
オープンケーソン基礎工、 ニューマチックケーソン基礎工		鉄沓据え付け完了時	使用材料	○
オープンケーソン基礎工、 ニューマチックケーソン基礎工		鉄沓据え付け完了時	施工位置	○
オープンケーソン基礎工、 ニューマチックケーソン基礎工		本体設置前 (オープンケーソン)	支持層	△
オープンケーソン基礎工、 ニューマチックケーソン基礎工		土(岩)質の変化したとき	土(岩)質	△
オープンケーソン基礎工、 ニューマチックケーソン基礎工		土(岩)質の変化したとき	変化位置 ※1	○
オープンケーソン基礎工、 ニューマチックケーソン基礎工		土(岩)質の変化したとき	変化位置 ※2	△
オープンケーソン基礎工、 ニューマチックケーソン基礎工		鉄筋組立て完了時	使用材料	○
オープンケーソン基礎工、 ニューマチックケーソン基礎工		鉄筋組立て完了時	設計図書との 対比	○
鋼管井筒基礎工		打込時	使用材料	○
鋼管井筒基礎工		打込時	長さ	○
鋼管井筒基礎工		打込時	溶接部の適否	○
鋼管井筒基礎工		打込時	支持力	○

※1：変化位置を色の変化等により確認する場合

※2：変化位置を打音検査等により確認する場合

別表1. 遠隔臨場に関する「段階確認」確認項目一覧 6/7 凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目  
△：特殊な機器等が必要になる確認項目

種別	細別	確認時期	確認項目	適応性
鋼管井筒基礎工		打込完了時	基準高	○
鋼管井筒基礎工		打込完了時	偏心量	○
鋼管井筒基礎工		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	○
置換工（重要構造物）		掘削完了時	使用材料	○
置換工（重要構造物）		掘削完了時	幅	○
置換工（重要構造物）		掘削完了時	延長	○
置換工（重要構造物）		掘削完了時	置換厚さ	○
置換工（重要構造物）		掘削完了時	支持地盤	△
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	○
砂防ダム		法線設置完了時	法線設置状況	○
護岸工	法覆工（覆土施工がある場合）	覆土前	設計図書との対比（不可視部分の出来形）	○
護岸工	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比（不可視部分の出来形）	○
重要構造物 ※1		土（岩）質の変化したとき	土（岩）質	△
重要構造物 ※1		土（岩）質の変化したとき	変化位置 ※2	○
重要構造物 ※1		土（岩）質の変化したとき	変化位置 ※3	△
重要構造物 ※1		床掘掘削完了時	支持地盤（直接地盤）	△
重要構造物 ※1		鉄筋組立て完了時	使用材料	○
重要構造物 ※1		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	○
重要構造物 ※1		埋戻し前	設計図書との対比（不可視部分の出来形）	○

※1：函渠工（樋門・樋管を含む）、躯体工（橋台）、RC 躯体工（橋脚）、橋脚フーチング工、RC 擁壁、砂防ダム、堰本体工、排水機場本体工、水門工、共同溝本体工

※2：変化位置を色の変化等により確認する場合

※3：変化位置を打音検査等により確認する場合

別表1. 遠隔臨場に関する「段階確認」確認項目一覧 7/7

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目  
△：特殊な機器等が必要になる確認項目

種別	細別	確認時期	確認項目	適応性
躯体工、RC 躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	○
床版工		鉄筋組立て完了時	使用材料	○
床版工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	○
鋼橋		仮組立て完了時 (仮組立てが省略となる場合を除く)	キャンパー	○
鋼橋		仮組立て完了時 (仮組立てが省略となる場合を除く)	寸法	○
桁製作工 ※1		プレストレス導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	○
桁製作工 ※1		プレストレス導入完了時 縦締め作業完了時	設計図書との対比	○
桁製作工 ※1		PC 鋼線・鉄筋組立て完了時 (工場製作を除く)	使用材料	○
桁製作工 ※1		PC 鋼線・鉄筋組立て完了時 (工場製作を除く)	設計図書との対比	○
トンネル掘削工		土(岩)質の変化したとき	土(岩)質	△
トンネル掘削工		土(岩)質の変化したとき	変化位置 ※2	○
トンネル掘削工		土(岩)質の変化したとき	変化位置 ※3	△
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変更毎)	吹き付けコンクリート厚	○
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変更毎)	ロックボルト 打ち込み本数	○
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変更毎)	ロックボルト 打ち込み長さ	○
トンネル覆工		コンクリート打設前	巻立空間	○
トンネル覆工		コンクリート打設後	出来形寸法	○
トンネルインパート工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	○

※1：ポストテンションT (I) 桁製作工、プレキャストブロック桁組立工、プレビーム桁製作工、PC ホロースラブ製作工、PC 版桁製作工、PC 箱桁製作工、PC 片持箱桁製作工、PC 押出し箱桁製作工、床版・横組工

※2：変化位置を色の変化等により確認する場合

※3：変化位置を打音検査等により確認する場合

別表2. 遠隔臨場に関する「材料確認」確認項目一覧

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目  
 △：特殊な機器等が必要になる確認項目

区分	材料名	試験項目		適応性
全般	JIS 規格製品	資料確認		○
セメントコンクリート 製品	コンクリート杭、 コンクリート矢板	外観試験		○
	レディーミクストコンクリート	強度試験	圧縮強度	○
		強度試験	曲げ強度	○
		スランプ試験		○
		スランプフロー試験		○
		空気量		○
		塩化物含有量		○

別表3. 遠隔臨場に関する「立会」確認項目一覧 1/4

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目  
 △：特殊な機器等が必要になる確認項目

項目					適応性
分類	細別	条の名称	確認事項	備考（『土木共通仕様書』より）	
土工	河川土工・海岸土工・砂防土工	一般事項	地山の土及び岩の分類	地山の土及び岩の分類は、表2-1によるものとする。受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督員の確認を受けなければならない。	△
土工	道路土工	一般事項	地山の土及び岩の分類	地山の土及び岩の分類は、表2-1によるものとする。受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督員の確認を受けなければならない。	△
土木工事材料	道路標識及び区画線	道路標識	反射シート	反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひび割れ、剥がれ生じないものとする。 なお、受注者は表2-27,表2-28に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、監督員の確認を受けなければならない。	○
一般施工	一般舗装工	コンクリート舗装補修工	アスファルト注入材料量の使用量の確認	アスファルト注入材料の使用量の確認は、質量検収によるものとし、監督員の立会の上に行うものとする。 なお、受注者は、使用する計測装置について、施工前に監督員の承諾を得なければならない。	○
一般施工	地盤改良工	固結工	薬液注入工事前の確認事項	受注者は、薬液注入工事の着手前に以下について監督員の確認を得なければならない。 (1) 工法関係 ①注入圧②注入速度③注入順序④ステップ長 (2) 材料関係 ①材料（購入・流通経路等を含む） ②ゲルタイム ③配合	△
一般施工	植栽維持工	材料	樹木類の受入検査	受注者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、現場搬入時に監督員の確認を受けなければならない。 また、必要に応じ現地（栽培地）において監督員が確認を行うが、この場合監督員が確認してもその後の堀取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。	○
一般施工	植栽維持工	樹木・芝生管理工	植栽樹木の植替え	枯死、または形姿不良の判定は、発注者と受注者が立会の上行うものとし、植替えの時期について、発注者と協議しなければならない。	○

別表3. 遠隔臨場に関する「立会」確認項目一覧 2/4

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目  
△：特殊な機器等が必要になる確認項目

項目					適応性
分類	細別	条の名称	確認事項	備考（『土木共通仕様書』より）	
樋門・樋管	付属物設置工	境界工	境界杭（鉸）の設置位置	受注者は、境界杭（鉸）の設置位置については、監督員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督員に連絡しなければならない。	○
河川維持	堤防養生工	芝養生工	肥料	受注者は、使用する肥料の種類、散布量及び配合は設計図書によらなければならない。また、肥料については、施工前に監督職員に確認を得なければならない。 なお、設計図書に示す材料、使用量及び配合等が施工箇所に適さない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	○
河川維持	構造物補修工	ボーリンググラウト工	機械の移動	受注者は、監督員が行うせん孔長の確認後でなければ、せん孔機械を移動してはならない。	○
砂防堰堤	コンクリート堰堤工	コンクリート堰堤本体工	接合部の止水性の確認	受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、監督員の確認を受けなければならない。	△
砂防堰堤	砂防堰堤付属物設置工	境界工	境界杭（鉸）の設置位置	受注者は、境界杭（鉸）の設置位置については、監督員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督員に連絡しなければならない。	○
斜面对策	地下水排除工	一般事項	検尺	受注者は検尺を受ける場合は、監督員立会のうえでロッドの引抜を行い、その延長を計測しなければならない。 ただし、検尺の方法について監督員が、受注者に指示した場合にはこの限りではない。	○
コンクリートダム	掘削工	岩盤面処理	監督職員の確認	受注者は、本条第3項及び第4項の作業完了後、監督員の確認を受けなければならない。	△
コンクリートダム	掘削工	基礎岩盤の確認	一般事項	受注者は、岩盤清掃が完了したときには、基礎岩盤としての適否について、監督員の確認を受けなければならない	△
コンクリートダム	掘削工	岩盤確認後の再処理	岩盤確認後の再処理	受注者は、以下の場合には、監督員の指示に従い第8編1-3-5 岩盤面処理4項の岩盤清掃を行い、コンクリート打設直前に監督員の再確認を受けなければならない。 (1)基礎岩盤の確認終了後の岩盤を、長期間放置した場合 (2)基礎岩盤の確認後、岩盤の状況が著しく変化した場合	△
コンクリートダム	ダムコンクリート工	原石骨材	表土処理	受注者は、表土の取り除きが完了したときに、原石としての適否について、監督員の確認を受けなければならない。	△
コンクリートダム	ダムコンクリート工	打込み開始	打継目	受注者は、コンクリートの打込みに先立ち、打継目の処理及び清掃、型枠、鉄筋、各種埋設物の設置について、監督員の確認を受けなければならない。	○

別表3. 遠隔臨場に関する「立会」確認項目一覧 3/4

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目  
△：特殊な機器等が必要になる確認項目

項目					適応性
分類	細別	条の名称	確認事項	備考（『土木共通仕様書』より）	
コンクリートダム	埋設物設置工	冷却管設置	通水試験	受注者は、冷却管及び附属品の設置が完了したときには、コンクリートの打込み前に通水試験を行い、監督員の確認を得なければならない。	△
コンクリートダム	埋設物設置工	継目グラウチング設備設置	一般事項	受注者は、継目グラウチング設備の設置が完了したときには、監督員の確認を受けなければならない。	○
コンクリートダム	埋設物設置工	止水板	接合部の止水性	受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、監督員の確認を受けなければならない。	△
コンクリートダム	パイプクーリング工	冷却工	冷却完成後の処置	受注者は、継目グラウチングを行った後、監督員の立会いのもとに冷却管内にセメントミルクを充填しなければならない。	○
コンクリートダム	継目グラウチング工	施工設備等	圧力計	受注者は、設計図書に示す仕様の圧力計を使用するものとし、使用前には検査を行い、使用する圧力計について監督員の確認を得なければならない。また、圧力計の設置箇所は、監督員の承諾を得なければならない。	○
コンクリートダム	継目グラウチング工	施工	洗浄及び水押しテスト	受注者は、埋設管のパイプ詰まりの有無、継目面の洗浄、漏えい箇所を検出のため、洗浄及び水押しテストを行い、監督員の確認を得なければならない。	△
コンクリートダム	継目グラウチング工	施工	注入	受注者は、すべての準備が完了し、監督員の確認を受けた後、注入を開始しなければならない。	○
フィルダム	掘削工	基礎地盤面及び基礎岩盤面処理	監督職員の立会	受注者は、基礎地盤及び基礎岩盤の整形状況については、監督員の立会を受けなければならない。	△
フィルダム	掘削工	基礎地盤面及び基礎岩盤確認	基礎地盤確認	受注者は、基礎地盤の掘削及び整形が完了したときは、基礎地盤としての適否について、監督員の確認を受けなければならない。	△
フィルダム	掘削工	基礎地盤面及び基礎岩盤確認	基礎岩盤確認	受注者は、基礎岩盤の岩盤清掃が完了したときは、基礎岩盤としての適否について、監督員の確認を受けなければならない。	△
フィルダム	盛立工	一般事項	盛立再開時の処理	受注者は、長期間にわたって盛立を中止し、その後盛立を再開する場合は、表層部のかき起こし、締め直しなど盛立材に応じた方法で新旧の盛立部分が一体となるように盛立面を処理し、監督員の確認を受けなければならない。	△
フィルダム	盛立工	材料採取	表土処理	受注者は、表土の取り除きが完了したときは、材料の適否について、監督員の確認を受けなければならない。	△
基礎グラウチング	ボーリング工	せん孔	せん孔機械の移動	受注者は、監督員が行うせん孔長の確認後であれば、せん孔機械を移動してはならない。	○

別表3. 遠隔臨場に関する「立会」確認項目一覧 4/4

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目  
 △：特殊な機器等が必要になる確認項目

項目					適応性
分類	細別	条の名称	確認事項	備考（『土木共通仕様書』より）	
舗装	道路植栽工	材料	樹木類の受入検査	受注者は、道路植栽工で使用する樹木類については、現場搬入時に監督職員の確認を受けなければならない。また、必要に応じ現地（栽培地）において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。	○
舗装	道路植栽工	道路植栽工	植栽植樹の植替え	枯死、または形姿不良の判定は、発注者と受注者が立会の上行うものとし、植替えの時期について、発注者と協議しなければならない。	○
トンネル (NATM)	トンネル掘削工	掘削工	岩区分の境界確認	受注者は、設計図書における岩区分（支保パターン含む）の境界を確認し、監督職員の確認を受けなければならない。また、受注者は、設計図書に示された岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、監督職員と協議する。	△